

## 給食及び配食サービス事業運営費等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、高齢者福祉の増進を目的として給食及び配食サービス事業を実施する福祉団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(助成対象及び助成金交付額)

第2条 助成対象となる団体は、高齢者を対象に給食及び配食サービスを実施する団体とする。

(助成対象及び助成金交付額)

第3条 助成対象及び助成金交付額は、次のとおりとする。

(1) 助成対象

- ア 給食サービスの実施に係る食材費、消耗品費等の経費
- イ 配食サービスの実施に係る燃料費、消耗品費等の経費

(2) 助成金交付額

予算の範囲内で年額12万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、給食（配食）サービス事業運営費等助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書、収支予算書
- (2) 前年度収支決算書
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適正と認めたときは、給食（配食）サービス事業運営費等助成金交付決定通知書（様式第2号）により団体に通知する。

(交付決定の取消し)

第6条 会長は、次の各号に一に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) 当該助成事業を中止したとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の交付請求)

第7条 団体は、第5条により交付決定を受けたときは、給食（配食）サービス事業運営費等助成金交付請求書（様式第3号）を会長に提出する。

(実績報告)

第8条 実績報告における提出書類及び提出期限は、次のとおりとする。

(1) 提出書類 各1部

ア 給食（配食）サービス事業実績報告書（様式第4号）

イ 収支決算書

ウ その他会長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から30日以内

(助成金の返還)

第9条 会長は、第6条の規定により助成金の交付決定を取り消したとき又は事業実績に基づき算出した助成金額が既に交付した金額を下回るときは、給食（配食）サービス事業運営費等助成金返還通知書（様式第5号）により、団体に対し、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。